

令和 年 月 日

徳島県西部総合県民局長 殿

住 所  
(法人の場合は、  
主たる事務所の  
所在地)

氏 名  
(法人の場合は、  
その名称及び  
代表者氏名)

電話番号

### 食 品 衛 生 監 視 票 交 付 願

「食品衛生監視票について」（令和3年3月26日薬生食監発0326第5号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）に基づく食品衛生監視票について、次の施設に対して交付くださるようお願いいたします。

#### 1 施設の概要

(1) 営業所の名称, 屋号又は商号

(2) 営業所所在地

(3) 営業の種類

#### 2 HACCPに沿った衛生管理

(1) 取組の別 (対応するものに  を入れること。)

HACCPに基づく衛生管理

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

(2) (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の場合) 使用又は参考とした手引書

3 必要部数

部

4 交付希望日

5 取扱品目

6 その他

## 監視票交付に際しての注意事項

令和3年6月1日より食品衛生監視票の様式が変更となりました。それに伴い、監視票作成に必要な確認項目が増加したため、施設調査時間が従来よりも長くなっています。

つきましては、時間に余裕をもって交付願の提出をお願いします。

### 交付までの流れ

#### (1) 監視票交付願の提出

保健所窓口へ提出もしくは郵送してください。

お急ぎの場合は、ファクシミリでのお申し込みも受付しますが、後日原本を提出してください。

↓

#### (2) 立入調査日時の決定

監視票交付願を受付したら、施設調査日時を決定します。

立入日時の希望に添えない場合がありますので御了承ください。

↓

#### (3) 営業施設立入調査

営業施設に保健所職員が立入します。

HACCPに沿った衛生管理に関する計画書、記録等の確認を行いますので、あらかじめ提示できるよう準備しておいてください。

調査時間の目安は、「HACCPに基づく衛生管理」の施設の場合は3時間程度、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の施設の場合は2時間程度です。

↓

#### (4) 食品衛生監視票の交付

食品衛生監視票が準備できましたら、御連絡します。

もしくは立入調査から10開庁日以降に、保健所の窓口まで受け取りにお越しください。